



2020年6月4日

各位

会社名 天馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤野 兼人
(コード：7958、東証第一部)
問合せ先 常務取締役総務部長 金田 宏
(TEL. 03-3598-5511)

当社監査等委員会に関する一部報道について

当社取締役会は、2020年6月26日に開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に上程する会社提案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者に対する監査等委員会の意見及び同委員会が行った取締役責任調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）の設置に関する決議についての報道（以下「本件報道」といいます。）に接しましたので、本件報道に対する当社取締役会の見解をお知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、本定時株主総会を控える中、お騒がせをし、当社として、誠に申し訳なく思っておりますが、下記の内容をご精査いただき、何卒、冷静なご判断・ご対応を賜れますよう、お願い申し上げます。

記

当社取締役会としては、監査等委員会に法令上付与された各種の権限行使及びその職務遂行は当然尊重されるべきものであり、当社としても真摯に対応して参る所存です。

他方で、当社においては、2020年5月27日付「取締役候補者に関するお知らせ及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、司治元名誉会長から本定時株主総会に際し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案に係る株主提案（以下「本株主提案」といいます。）がなされておりますが、本来、監査等委員会の権限行使及びその職務遂行は、かかる事情とは関係なく、同委員会の中立性・公正性が確保されていることを前提として行われるべきものであると考えております。

しかしながら、当社取締役会としては誠に遺憾ながら、現時点で、以下1から4で記載する事情等を踏まえれば、本件報道にある当社監査等委員会の権限行使及びその職務遂行については、同委員会に求められるべき中立性・公正性に疑念の意を禁じ得ない状況にあります。当社取締役会としては、当社が現在置かれた状況等を真摯に受け止めつつ、監査等委員会に対しても、改めて中立・公正な立場からの権限行使及び職務遂行を求めて参る所存です。

1. 前提となる背景事情（司治元当社名誉会長による不当な経営介入及び本株主提案）

当社取締役会は、当社海外子会社において認識された不適切な金銭交付の疑い（以下「本件事案」といいます。）に関し、第三者委員会を設置して調査を進めてまいりました。そして、2020年3月13日付けで第三者委員会より調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を受領し、第三者委員会による各種指摘・提言を真摯に受け止め、再発防止策及び取締役の処分について検討・協議を重ねてまいりました。具体的には、2020年4月14日の取締役会においては、本調査報告書の内容を踏まえ、監査等委員も含めた取締役全員の処分について検討を継続し、同時期に取締役会で決定する旨を決定いたしました（監査等委員も含めた全員一致）。その後、2020年5月1日付「再発防止策等の決定に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社取締役会は、当社における再発防止策及び取締役の処分内容について決議し、その内容を公表いたしました。

本調査報告書においては、本件事案の原因分析の1つとして、当時、非取締役であった司治元当社名誉会長（以下「司名誉会長（当時）」といいます。）による経営介入によって当社取締役会のガバナンスが機能不全に陥っていたことが厳しく指摘されており、具体的には、大要以下のような事実が認定されております（その詳細につきましては、2020年4月2日付「第三者委員会の調査報告書の公表等に関するお知らせ」をご参照ください。）。

- ✓ 2019年4月下旬、司名誉会長（当時）が金田代表取締役会長（以下「金田会長」といいます。）に対し、藤野代表取締役社長（以下「藤野社長」といいます。）を社長から降ろすべきだとの意向を伝え、金田会長と金田常務取締役（以下「金田常務」といいます。）がこれに強く反発し、結局は藤野社長の続投が決まったものの、金田会長らは司名誉会長（当時）らに対して強い警戒感を抱くようになったこと
- ✓ 2019年10月8日の役員報告会の前日には、司名誉会長（当時）が金田会長に電話して、明日の役員会はやめろ、社員をクビにするつもりか、と強い口調で迫り、当日の議論でも、司専務取締役（以下「司専務」といいます。）は、A部長の行動を不問に付すことと藤野社長の不手際を指摘することに終始したこと
- ✓ 2019年11月19日の取締役会は、本件の危機対応として第三者委員会の設置を協議するという重大な意思決定の場面であったにもかかわらず、前日には司名誉会長（当時）と司専務が須藤取締役に対し、翌日の取締役会を欠席して株式会社TQ（注：当社の司専務が代表取締役を務める当社の非連結子会社）で開かれる会合に参加するように唆し、また、司専務と片岡監査等委員は、当日の取締役会を欠席して株式会社TQで開かれた会合に参加し、司名誉会長（当時）と反社長派の拠点長らに同調して、藤野社長の問題行為と考えられる事項を監査等委員会に設置された内部通報窓口に一斉に通報することなどが決められたこと（また、上記会合には、北野監査等委員も出席予定であった旨の司専務の発言が認められること）
- ✓ 以上のような経緯で取締役会メンバー間の相互不信が醸成された結果、司名誉会長（当

時)らは藤野社長の失策に関する情報を収集して攻撃材料とし、2019年4月に断念した藤野社長降ろしを再度画策し、金田会長らは司名誉会長(当時)らに伝わる情報をなるべく絞って藤野社長への攻撃材料を与えないことに腐心するようになったこと

- ✓ 司治氏は、2014年6月に代表取締役会長を退任して名誉会長となり、本来であれば、取締役の権限も責任も持たない以上、当社の経営に介入することはできないはずであり、当社の取締役会もこれを容認してはならないはずであったものの、金田会長は、自分の叔父にあたる司名誉会長(当時)の意向を尊重し、あるいは付度し、司名誉会長(当時)が当社の経営に介入することを容認してきたこと
- ✓ 具体的には、代表取締役社長や役付取締役、平取締役や執行役員の人選と報酬、各回の取締役会での議案など、当社のコーポレートガバナンスの根幹に関わる事項について、司名誉会長(当時)に都度お伺いを立て、その意向に従い、経営に介入することを容認してきたこと
- ✓ 他の取締役らも、こうした状況を知りながら、「当社はオーナー企業だから、重要な経営事項は創業家の両家が話し合っただけで決めるのが当然」として、密室で重要事項が決められる状況を容認し、是正を図ってこなかったこと
- ✓ その結果、当社においては、取締役会が経営の最高意思決定機関とは言えない状況が生まれ、取締役らも自らが経営の最高意思決定者だという自覚を欠くに至っていたこと
- ✓ 今回の危機対応においても、司名誉会長(当時)はX国天馬の問題を藤野社長に対する攻撃材料として最大限に利用し、司専務もこれに同調し、さらに反社長派の拠点長らがこれに連動し、藤野社長の経営基盤を揺るがそうとしたこと
- ✓ 本来はステークホルダー目線から独立性を維持し、X国天馬の問題に起因する当社の企業価値の毀損を最小限に抑えるべく危機対応に当たることが期待される監査等委員らでさえ、2019年11月19日に取締役会で報告を受けてから2020年2月28日に調査報告会を開催するまでの間、X国天馬の問題の「犯人捜し」に執着して相当の時間と労力を費やし、その結果、金融庁・東京証券取引所・捜査機関など外部関係機関とのコミュニケーションを中心とする然るべき危機対応を置き去りにしてきたこと
- ✓ このように、各取締役がX国天馬の問題に起因する当社の企業価値の毀損を最小限に抑えるべく危機対応に当たることが忘れ、藤野社長降ろしの攻防に明け暮れてきたこと

そして、当社取締役会として、本調査報告書における指摘を真摯かつ深刻に受け止め、当社の企業価値を維持するべく、関係者の処分を含め、早期に実効性のある具体的な再発防止策を策定するべく進めていた最中において、司名誉会長(当時)は、2020年4月16日付けの通知書等をもって、一部の取締役に対して辞任を要請するにとどまらず、当社の従業員全員に対して当社役員人事に関する自らの見解を周知するように指示するなど、コーポレートガバナンスの根幹に関わる当社役員人事について、再び、不当な介入を行いました。当社

といたしましては、本調査報告書において上記のような厳しい指摘を受けた状況下において、司名誉会長（当時）による経営介入をこれ以上看過することは、もはや当社における実効性・透明性あるガバナンス体制の構築・整備に深刻かつ重大な悪影響を及ぼすものと判断し、2020年4月23日付けで、同氏との間の名誉会長職の委嘱に係る契約を解除いたしました（同日付「当社名誉会長の解任に関するお知らせ」をご参照ください。）。これと並行して、2020年5月27日付「取締役候補者に関するお知らせ及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、司名誉会長（当時）から本株主提案が行われました。

当社取締役会は、本株主提案の候補者が現職の当社グループ役職員のみで構成されていることなどに照らし、司治元名誉会長による不当な経営介入を再度許し、第三者委員会の本調査報告書で問題視されたガバナンス機能の不全を招来するものであることなどを理由として反対しております（本株主提案に対する反対意見の詳細は、2020年5月27日付「取締役候補者に関するお知らせ及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」をご参照ください。）。

2. 当社監査等委員会の中立性・公正性に対する不信

上記のとおり、本調査報告書においては、取締役会のガバナンス機能が不全に陥った原因として、取締役会メンバー間の相互不信及び司名誉会長（当時）による経営介入の容認が厳しく指摘されているところ、本調査報告書の受領後においてもなお当社監査等委員会に関しては、以下の諸事情が認められました。

当社取締役会としては、誠に遺憾ではありますが、本件報道を踏まえ、当社監査等委員会を取り巻く諸事情について、株主の皆様を含む当社ステークホルダーの皆様にも周知させていただく必要があると判断いたしました。

- ✓ 第三者委員会の本調査報告書においては司名誉会長（当時）による経営介入を容認していたことが厳しく批判され、上記1のとおり、司名誉会長（当時）からは、再び不当な経営介入が行われたにもかかわらず、北野監査等委員及び片岡監査等委員は、上記1の司名誉会長（当時）との間の名誉会長職の委嘱に係る契約を解除した2020年4月23日の取締役会において、司名誉会長（当時）の解任決議に反対したこと
- ✓ 片岡監査等委員及び北野監査等委員は、当社取締役会において、金田常務が代表取締役を務めるスピシエル株式会社について、当社による出資金が金田常務個人に対する貸付金の返済に用いられたという誤った事実を前提とした批判を執拗に繰り返していたこと（なお、当社によるスピシエル株式会社に対する出資については、合理的前提に立って作成された同社の事業計画に基づき、第三者の適正な株式評価結果に照らして、当社取締役会決議を経て行われたものである上、当社による出資金が金田常務個人に対する貸付金の返済に用いられたといった事実も一切ありません。預金通帳の閲覧

によって資金の流れに不合理な点がないこと、経営概況に関するヒアリングによってスピシエル株式会社のビジネスの実態等に関して特段の懸念がない旨が確認されていること、むしろ、新型コロナウイルス感染症の影響によりスピシエル株式会社の基盤システムであるビデオ通話システムのプラットフォームを使った主要ビジネス Live Call への引き合い・問合せが増加していることなどが確認されており、減損処理の必要性を含めて、当社の会計監査人からは特段の指摘も受けておりません。なお、スピシエル株式会社に関する上記の誤った指摘については、司元名誉会長及び司専務らを構成員とする天馬のガバナンス向上を考える株主の会（以下「提案株主ら」といいます。）のウェブサイト（以下「提案株主らウェブサイト」といいます。）においても、同様のものが見られ、当社は提案株主らに対して別途警告書を出状しております。詳細につきましては、当社ウェブサイトで開示いたします「提案株主によるプレスリリースについて」をご参照ください。）

- ✓ 本調査報告書の公表版には、当社従業員を含む関係者のプライバシー及び公的機関による捜査・調査に支障を与える可能性にも配慮して、第三者委員会において必要と判断した部分的非開示措置が実施されており、当社取締役会においてもかかる方針に従って公表を行う旨決議を行っていたにもかかわらず、北野監査等委員は、当社取締役会又は監査等委員会の決定を経ずに、独断で取締役会の構成員以外の者に非開示措置が実施されていない本調査報告書の全文を開示し、社内の動揺・混乱を招いたこと
- ✓ 当社取締役会においては、2020年5月22日に本定時株主総会における会社提案の役員候補者を決議し公表すべく準備を進め、監査等委員である候補者については既に監査等委員会の決議による同意を得ていたにもかかわらず、同日の取締役会の直前に突如として開催された臨時監査等委員会に際して、北野監査等委員は司元名誉会長の代理人弁護士が所属する法律事務所が作成者と表示された資料を回付し、従前の監査等委員会による同意を撤回し、監査等委員会として新たな監査等委員の候補者を決定したこと（なお、北野監査等委員によれば、当社監査等委員会は司元名誉会長の代理人弁護士が所属する法律事務所から法的助言は受けていないとのことですが、当社の内部情報が記載された上記資料の作成者が同法律事務所と表示されている経緯については明らかにされませんでした。）
- ✓ 2020年5月22日の取締役会において、当初、片岡監査等委員は、同日付の臨時監査等委員会で決定した新たな監査等委員の候補者を紹介した人物の氏名は回答できないと頑なに拒絶していたものの、最終的には、司元名誉会長の代理人弁護士が所属する法律事務所の弁護士が紹介者であることを明らかにしたこと
- ✓ 2020年5月27日の取締役会において、本定時株主総会に上程する取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び株主総会参考書類等の内容が決議された直後、北野監査等委員は緊急で監査等委員会を招集・開催し、藤本監査等委員に対する何らの事前説明がないまま、また、同氏の意見を一切受け入れることなく、わずか10分程度で北

野監査等委員及び片岡監査等委員の賛成により、両氏の名義によって事前に作成された資料に基づき、会社提案の一部の候補者は不適切である旨の監査等委員会の意見を株主総会参考書類に付記することを請求する旨の決議をしたこと（なお、北野監査等委員及び片岡監査等委員による上記意見に対し、藤本監査等委員からは反対の意見が述べられ、同氏からは当社取締役会に対し、「私としては、克服すべき深刻な経営課題があり、司元名誉会長による株主提案が行われているような当社の経営環境下において、取締役会において議論を重ね、当社の企業価値を最優先に、経営の連続性を担保しつつ経営体制の刷新を図って策定された本議案について、急速、監査等委員会で十分な協議を行うこともなく過半数での採決を強行し、株主総会招集通知に対してこのような意見の付記を請求することは、第三者委員会の本調査報告書において厳しく指摘されている取締役メンバー間の相互不信をより助長するものであって、決して正しいものではなく、残念に思っています。」との意見を頂戴しております。）

- ✓ 当社として、正式な公表を行っていない時点で、提案株主らウェブサイトにて監査等委員会による本調査委員会設置の事実が掲載されたこと
- ✓ 当社の常勤監査等委員である北野監査等委員は、当社取締役会に無断で、本件報道に関する記者クラブへの情報提供を行ったこと（なお、当該情報提供に係る「報道機関 お問い合わせ窓口」のホームページ情報としては、当社ウェブサイトではなく、提案株主らウェブサイトが掲載されていました。北野監査等委員によれば、当該ホームページ情報の掲載は北野監査等委員によるものではないとのことですが、当該ホームページ情報が掲載・配信されるに至った経緯については不明とのこと。）
- ✓ 当社の常勤監査等委員である北野監査等委員は、当社取締役会に無断で、2020年6月3日に開催された提案株主らの投資家等向けの説明会に同席していたこと（なお、北野監査等委員によれば、当該説明会の開催場所・主催者については当社取締役会には回答できないとのこと。）

3. 会社提案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者に対する監査等委員会の意見について

本定時株主総会に上程する会社提案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者についての監査等委員会の意見及び当該意見に対する当社取締役会の意見につきましては、同委員会の請求に従って、2020年6月4日付けで公表した「第72回定時株主総会の開催に関するお知らせ」に添付した株主総会参考書類に記載しておりますので、ご参照ください。なお、当社取締役会としての正式な公表を行っていない時点で、監査等委員会が本件報道に係る情報を社外に流出させたことについては、当社取締役会としては、大変残念かつ遺憾であると考えております。

当社取締役会としては、当社グループが取り組むべき積極的な企業価値向上策の達成に向けて、また、当社グループが直面する喫緊の経営課題を克服し、当社グループの企業価値

を維持・向上させるために最適な候補者であるという観点から、本定時株主総会に上程する会社提案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者を決定しておりますので、その詳細は 2020 年 5 月 27 日付「取締役候補者に関するお知らせ及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 本調査委員会の設置について

冒頭にも記載いたしましたとおり、当社取締役会としては、本件事案を踏まえ、監査等委員会が中立・公正な立場・手続に基づきその権限行使の一環として、本調査委員会を設置すること自体については、当然のことながら何ら否定するものではございません。

もともと、当社取締役会としては、本調査委員会による調査の中立性・公正性を確認するべく、監査等委員会が本調査委員会を設置したとされている 2020 年 5 月 19 日の監査等委員会の具体的な決議内容、当該決議に至る経緯、各調査委員の選定プロセスの経緯・詳細（とりわけ、司治元名誉会長を含む本件事案に係る関係者又はその代理人弁護士等の関与の有無等）、その他各調査委員の独立性に影響を及ぼす事情の有無等について検証を進めておりますが、現時点までに、これらの全容は明らかにされておられません。

このような状況下において、監査等委員会が本件報道に係る情報を社外に流出させたことについては、当社取締役会としては、大変残念かつ遺憾であると考えております。当社といたしましては引き続き、当社が現在置かれた状況等を真摯に受け止め、監査等委員会による中立かつ公正な権限行使及びその職務遂行については真摯に受け止め、適切に対応して参る所存です。

以 上